

『地域のお茶の間』 拝見。 vol/1 ……

～かいもちと笑顔とばあちゃんたち～

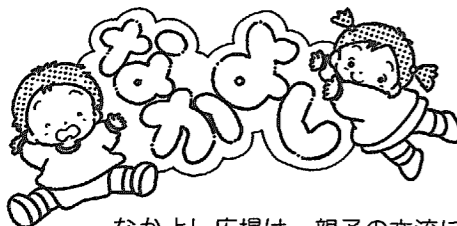
今月から、「地域のお茶の間拝見」と題し、村内8つの会に毎月お邪魔し、会の皆さんの様子をご紹介します。第1回目は、和納1区「ほほえみ会」の皆さんです。

いつも仲良く笑顔が絶えないようにと名づけられた「ほほえみ会」は和納1区の皆さんです。(=写真=) 毎月1回、八幡前集落開発センターを会場に、歌や踊り、紙芝居や体操などで一日を過ごします。私がお邪魔した先月7日は、あいにくのお天気でしたが、1階の会場には、ばあちゃんとかあちゃんたちの笑顔がびっしり。昼食の“かいもち”とみんなで持ち寄った多様な漬物が卓に華をそえ、早速「いただきます」。絶妙の甘さともち米の粘り気が食欲を誘い、脇を固めるそうめんの汁がこれまた“しょっぱからず薄からず”とヘルシーで喰いアンプイ。久しぶりに昔の味を堪能させていただきました。(ちなみにかいもち3つペロリの私。漬物もそうめんもごちそうさまでした。)



60歳そこそこの方から90歳ちかい幅広い年代層が仲良く顔を合わせるほほえみ会は、最年長、星野ミナさんを筆頭に、世話人を含め30名を超える皆さんが名をつらねています。3班に分かれた世話人が、毎回趣向をこらし、心のこもった料理や楽しいレクリエーションを考えているそうで、この日のレクは“カラオケ”。昼食を終え、一休みした後は、昔なつかしいメロディーや歌声がいつまでも響き、時間を忘れて楽しい一日を過ごしました。

※地域のお茶の間についての詳細は、先月発行の『社協だより』をご覧ください。



平成14年度 なかよし広場実施計画表

月日	場所	内容	月日	場所	内容
4月17日	各保育園	初めましての会	2	中央保育園	自由遊び
24	中央保育園	自由遊び	9	"	"
5月1	"	"	16	各保育園	戸外で遊ぼう
8	"	"	23	中央保育園	自由遊び・人形劇鑑賞
15	各保育園	一緒にあそぼう	30	"	自由遊び
22	中央保育園	自由遊び	6	"	"
29	"	"	13	"	"
6月5	"	"	20	各保育園	お話を聞こうね
12	"	"	27	中央保育園	自由遊び
19	各保育園	戸外で遊ぼう	4	"	"
26	中央保育園	自由遊び	11	"	"
7月3	"	"	18	各保育園	サンタさんにご挨拶
10	"	自由遊び・水遊び	25	中央保育園	自由遊び
17	各保育園	水遊びを楽しむ	8	"	"
24	中央保育園	お話を聞こうね	15	"	"
31	"	自由遊び・水遊び	22	各保育園	元気よく遊ぼう
8月7	"	"	29	中央保育園	お店屋さんごっこ
14	各保育園	水遊びを楽しむ	5	"	自由遊び
21	中央保育園	水遊び・自由遊び	12	"	"
28	"	自由遊び	19	各保育園	遊って遊ぼう
9月4	"	自由遊び	26	中央保育園	自由遊び
11	"	"	3	"	"
18	各保育園	ミニ運動会ごっこ	5	"	"
25	中央保育園	自由遊び	12	"	"
			19	各保育園	お話を聞こうね

※毎月第三水曜日(網かけの日)は各保育園で実施しますが、どこの保育園に参加されても自由です。

なかよし広場は、親子の交流により、結びつきやふれあいをより深めたり、お子さんの持つ本来の力をさらに伸ばすことを目的としています。子育てされているお母さんをはじめ、おじいさんおばあさんも、ぜひ、おいでください。

日程 右の表のとおり
場所 右の表のとおり
時間 9時30分から11時30分
参加費 100円(おやつ代等)
対象 1才から

お問い合わせ

中央保育園 ☎82-2165
和納保育園 ☎82-3009
和納第二保育園 ☎82-2169
間瀬保育園 ☎85-2131
保健センター ☎82-5726

届出と証明

届け出は期間内にしましょう
= お問い合わせ 住民係 ☎ 82-5713 =

異動に関する届出

住民異動の届出とは、転入届、転居届、世帯変更届、転出届などをいいます。この届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など、日常生活と密接な関係があります。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出の際に必要なもの			
			印鑑 届出人の	国民健康 保険証	国民年金 手帳	証明 書
転入届	岩室村に転入したとき する届	新しく住所を定めた日から 14日以内	○	○	○	○
転居届	村内で住所が変わった ときする届	転居した日から 14日以内	○	○		
世帯変更届	世帯主変更、 世帯の分離・合併	変更のあった日から 14日以内	○	○		
転出届	村外へ住所を移す ときする届	転出する日の14日前から	○	○		転出届を出す と交付されます

住民票と印鑑登録

●住民票

住民票とは住民基本台帳法に基づき、世帯ごとに作成し、村民一人ひとりの住所、氏名、生年月日などが記載されています。選挙人名簿の登録、義務教育の就学、国民健康保険、国民年金などの基礎となるものです。住民票に変更があったら必ず届けましょう。

●印鑑登録と証明

岩室村の住民基本台帳に記載されているか、外国人登録をしている15歳以上の人は、1人1個の印鑑を登録できます。印鑑証明書は重要な取引に使用されますので、取り扱いには十分気をつけてください。

●印鑑を登録するとき

[本人が手続きする場合] ①登録する印鑑 ②本人であることを証明する次のいずれかのもの(ア)運転免許証(イ)パスポート(ウ)官公署発行の許可書・身分証明書(写真付きでプレス印(特殊指圧加工)のある有効期限内のもの)の提示が必要になります。(保証証は不可)上記②によって、本人であることが確認できれば、その場で印鑑手帳を発行します。②がなくて本人であることが確認できない場合は、自宅へ照会書を郵送します。照会書が届きましたら、照会書に付いている回答書を本人が持参してください。このとき印鑑手帳を発行します。

[代理人が手続きをする場合] *代理人の場合はその場で印鑑手帳は発行できません。①所定の委任状を提示してください。②本人の意思の確認のため本人自宅へ照会書を郵送します。照会書が届きましたら、照会書に付いている回答書を記入の上、本人か代理人が登録する印鑑を持参してください。このとき印鑑手帳を発行します。代理人が受領する場合は、認印が必要です。

思の確認のため本人自宅へ照会書を郵送します。照会書が届きましたら、照会書に付いている回答書を記入の上、本人か代理人が登録する印鑑を持参してください。このとき印鑑手帳を発行します。代理人が受領する場合は、認印が必要です。

●印鑑登録のできない印鑑

1. 住民票、外国人登録原票に記載されている氏名、氏または名及び氏または名の一部を組み合わせたもので表されていないもの
2. 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるものまたは一辺の長さが25ミリメートルの正方形に収まらないもの
3. 職業その他の事項を表しているもの
4. ゴム印、その他印影の変形しやすいもの
5. き損、またはま滅しているもの
6. 印影の明瞭でないもの
7. その他の村長が適当でないと思つたもの
※世帯内で同一の印鑑での登録はできません。
三文判など大量に市販されているものは登録できません。

●印鑑登録証明書の交付を受けるとき

印鑑登録証明書が必要なときは、住民課へ必ず印鑑手帳を持参して、証明書の交付を受けてください。印鑑手帳がないと証明書の交付はできません。

国民健康保険からのお知らせ

こんなときは必ず14日以内に届け出を！ 住民課国保係 ☎ 82-5712

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入する とき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書、認印
	職場の健康保険を脱退したとき	職場の健康保険を脱退した証明書、認印
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、認印
脱退する とき	子どもが産まれたとき	保険証、母子手帳、認印
	他の市区町村に転出するとき	保険証、認印
その他	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの)、認印
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、認印
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、年金証書、認印
	退職者医療制度の対象となったとき	保険証、認印
その他	同じ市区町村内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯が分かれたり、いっしょになったとき	
	出稼ぎや、長期の旅行	
	就学のため、別に住所を定めるとき	
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	身分を証明するもの(使えなくなった保険証など)、認印	